

## 契約理由書

1. 業務件名 平成30年度 大淀川水系河川整備検討業務
2. 履行場所 宮崎河川国道事務所管内
3. 契約の相手方 住 所：福岡市博多区博多駅南2丁目12番3号  
会社名：株式会社東京建設コンサルタント 九州支社  
電 話：（092）－432－8000

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的及び内容

本業務は、大淀川水系河川整備計画（変更原案）に基づき、河道掘削等の河川改修を進めるうえで、治水・利水・環境及び維持管理に配慮した河道計画等の詳細検討を行うものである。

- 2) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を23者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち1者を技術提案書の提出者として選定し、1者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に、特定テーマの「大淀川水系河川整備計画の河道掘削検討における留意点や工夫について」に対する技術提案について「地形、環境、地域特性などの整合性の的確性」及び「着眼点、問題点、解決方法等の的確性」について優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

宮崎河川国道事務所 調査第一課長